

市役所からの お知らせ

国民年金

国民年金基金をご存知ですか

国民年金基金は、少しでもゆとりある老後を過ごすことができるように、国民年金（老齢基礎年金）の上乗せとして給付をする公的な個人年金制度です。

加入できるのは、20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者で国民年金保険料を納めている方および60歳以上65歳未満の方や海外に居住されて国民年金に任意加入されている方です。

掛金は、希望される年金の型と口数・年齢・性別で決まり、受け取る年金額がわかるため、老後の生活設計に役立ちます。

掛金額は一定で、全額社会保険料控除の対象となり、受け取る年金は公的年金等控除の対象となるので、2つの税法上のメリットがあります。

問合せ先 全国国民年金基金近畿支部
☎0120(65)4192

マイナポータルから国民年金手続きの電子申請が可能です

■電子申請が可能な手続き

- ①国民年金第1号被保険者加入の届出（退職後の厚生年金からの変更等）
- ②国民年金保険料免除・納付猶予の申請
- ③国民年金保険料学生納付特例の申請
- ④国民年金付加保険料納付申出（辞退）
- ⑤国民年金付加保険料該当（非該当）の届出
- ⑥国民年金保険料の産前産後免除の届出

※電子申請を行う際には、マイナンバーカードとマイナポータルの「利用者登録」の準備が必要です。

問合せ先 日本年金機構 ☎0570(003)004

国民年金

納付が困難な場合は、ご利用ください

保険料の免除・納付猶予制度

令和6年度（令和6年7月～令和7年6月）の免除・納付猶予を希望される方は、市役所の国民年金窓口で手続きを行ってください。（郵送手続きも可）

日本年金機構が前年の所得などを審査した後、結果を通知します。なお、すでに納付された期間は、免除の対象とはなりません。

問合せ先 健幸増進課 ☎(275)6241

■手続きに必要なもの

- ①年金手帳または基礎年金番号通知書
- ②令和5年1月1日以降に失業した方は、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、上記書類に準ずる公的機関の証明のうちいずれか1つ

	全額免除	納付猶予 (50歳未満)	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
保険料	全額を免除	納付を猶予	保険料の4分の3の金額を免除	保険料の半額を免除	保険料の4分の1の金額を免除
対象者	申請者、配偶者及び世帯主のそれぞれの前年所得が一定額以下の方	申請者及び配偶者のそれぞれの前年所得が一定額以下の方	申請者、配偶者及び世帯主のそれぞれの前年所得が一定額以下の方	申請者、配偶者及び世帯主のそれぞれの前年所得が一定額以下の方	申請者、配偶者及び世帯主のそれぞれの前年所得が一定額以下の方
年金受給額	全額の保険料を納めた場合と比べて2分の1の金額	年金額には反映しません	全額の保険料を納めた場合と比べて8分の5の金額	全額の保険料を納めた場合と比べて8分の6の金額	全額の保険料を納めた場合と比べて8分の7の金額
対象期間	令和6年7月分～令和7年6月分の保険料				
受給資格	年金を受けるための受給資格期間に算入されます				

※4分の3・半額・4分の1免除は、それぞれ免除された保険料の残額を納めなければ免除期間とはなりません。

後期高齢者医療

後期高齢者医療制度の簡易申告制度

後期高齢者医療制度の保険料賦課決定や高額療養費の自己負担限度額判定のために、府後期高齢者医療広域連合に所得額（所得額が0円の場合も含む）の申告が必要な場合があります。お済みでない方はお問い合わせください。

問合先 健幸増進課 ☎(275)6392

後期高齢者医療保険料の決定（本算定）

令和6年度の後期高齢者医療保険料の決定（本算定）に伴い、被保険者の皆さんに保険料額決定通知書及び納入通知書（一体型）を7月中旬に送付します。

保険料の納入方法は「年金からの天引き（特別徴収）」と納付書や口座振替等で納めていただく「普通徴収」の2通りになります。

また、年度途中に被保険者となった方は、資格を取得した月から

月割で保険料を納めていただきます。

特別徴収

年額18万円以上の年金受給者は、毎年度4月から年6回の年金支給の際、保険料を天引きでお支払いいただきます。なお、年金額が年額18万円以上であっても後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が、対象となる年金受給額の2分の1を超える方やその他の事情のある方は、普通徴収となります。

※特別徴収は口座振替への変更が可能です。希望する方は通帳・届出印・被保険者証を持参のうえ、健幸増進課までお越しください。

普通徴収

特別徴収の対象とならない方は、7月から翌年3月までの9期割で納めていただきます。

問合先 健幸増進課 ☎(275)6392

今月が納期限の税金

〈固定資産税〉
〈都市計画税〉
第2期分

7月31日までにお近くの金融機関またはコンビニエンスストア等で納めてください。

問合先 税務課 ☎(275)6094

2市1町広域連携企画

泉大津市・高石市・忠岡町の
気になる情報をお届けします！

泉大津市

ピッツェリア&カフェ GARB GREEN WALK

7月21日(日)に、シーパspark内にオープン！

泉州野菜を使用したピッツアや、自家製ハーブやミントを使用したスイーツも用意しています。手ぶらで楽しめる BBQ やテラス席ではペットと一緒に食事を楽しめます。

問合先 GARB GREEN WALK
OPEN準備室(午前11時～午後7時) ☎070(1517)6200



▲予約はこちら

高石市

羽衣七夕まつり

ビンゴゲーム等の催し物やお祭り屋台が出店。夏の夕暮れを羽衣で過ごしてみませんか。

日時 8月4日(日)
16:00～20:00

場所 羽衣駅西側特設会場

問合先 高石商工会議所
☎(264)1888



▲詳細はこちら

忠岡町

観光情報～忠岡神社～

主祭神は菅原道真公。見事に生い茂った木々が閑静な雰囲気を出し、訪れる人々を神聖な気持ちにしてくれます。境内には、日本でも数少ない親子三代（高浜虚子・高浜年尾・稲畑汀子）の句碑があります。また、御神木の『みいさん』は金運が上昇するご利益のある木（宝くじの当たる木）とも言われています。

場所 忠岡町忠岡中 1-26-3
※駐車場有

問合先 忠岡神社
☎0725-32-3628
(9:00～16:00)



限度額適用・標準負担額減額 認定証等の更新

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（減額証）は、医療機関に入院や通院した際に窓口で提示すると、医療費・食事代の負担が軽減されるもので、住民税非課税世帯（低所得Ⅰ・Ⅱ）に属する被保険者が対象となります。

また、後期高齢者医療限度額適用認定証（限度証）は、現役並み所得者区分Ⅰ・Ⅱの被保険者が対象です。現在、交付されている認定証の有効期間は7月末日までです。8月1日以降引き続き対象となる方には、有効となる認定証を7月下旬に健康増進課から送付します。（認定証が変更になる場合は、再度申請が必要です。）

これまで交付を受けていなかった方（新たに対象となった方を含む）が交付を希望する場合は、窓口で申請してください。

問合せ 健康増進課 ☎(275)6392

被保険者証が変わります

令和6年8月から後期高齢者医療被保険者証が薄緑色に変わります。新しい被保険者証は、7月下旬までに簡易書留で送付します。有効期限は令和7年7月31日までの1年間です。お手元に届いたときから使用できます。現在お持ちの被保険者証（橙色）の有効期限は、令和6年7月31日です。それ以後は使用できませんので破棄してください。

問合せ 健康増進課 ☎(275)6392

国民健康保険

「限度額適用認定証」及び「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

国民健康保険加入者を対象とした「限度額適用認定証」及び「限度額適用・標準負担額減額認定証」は毎年8月1日が更新時期となります。7月末まで有効の認定証をお持ちの方へ、8月1日から利用いただける

認定証を7月下旬までに発送しますので、ご確認ください。

▼自動更新の対象にならない方

所得の申告がない世帯や滞納のある世帯は自動更新されないため、窓口での再申請が必要です。

※70歳以上75歳未満の方で、所得区分が「現役並み所得者Ⅲ」もしくは「一般」の方は、発行の対象となりません。認定証がなくても限度額が適用となるため、病院の窓口では被保険者証と高齢受給者証の2点を提示してください。

問合せ 健康増進課 ☎(275)6374

8月1日から高齢受給者証が新しくなります

国民健康保険に加入する70歳～74歳の方に、新しい高齢受給者証を7月下旬までに送付します。現在お持ちの高齢受給者証の利用期間は7月末日までとなっていますので、8月以降は新しい高齢受給者証をご利用ください。

高齢受給者証は毎年8月1日を基準に、70歳～74歳の国民健康保険被保険者の方について、同一世帯の住

民税課税所得に応じて負担割合を2割または3割と判定し、有効期限を更新しています。

▼新たに70歳になる方へ

誕生月の翌月（1日生まれの方は誕生月）から高齢受給者証の適用対象となりますので、高齢受給者証を誕生月下旬（1日生まれの方は誕生月前月の下旬）までに送付します。医療機関では被保険者証と高齢受給者証の両方を提示してください。

問合せ 健康増進課 ☎(275)6374

令和6年12月2日から被保険者証が発行されなくなります

令和6年12月2日からは、従来の被保険者証は廃止となり、基本的に健康保険証の利用登録が完了しているマイナンバーカードを利用する仕組み（マイナ保険証）になります。

令和6年12月1日までに発行された被保険者証は、記載された有効期限まで使用することができます。ただし、令和6年12月2日以降、転居等で被保険者証の内容が変わった場合は、お持ちの被保険者証を使うことはできず、マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を、

マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」を発行します。

※マイナ保険証をお持ちかどうかわからない場合は、マイナポータルにログインすることで、

ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。



問合先 健康増進課 ☎(275) 6374

介護保険

介護保険料納入通知書(本算定)を送付します

介護保険料は、令和6年4月1日現在の世帯構成と令和5年中の所得金額に応じて算定しています。介護保険料の決定(本算定)に伴い、被保険者の皆さんに保険料額決定通知書及び納入通知書(一体型)を7月中旬に送付します。

特別徴収

高齢・退職・遺族・障害年金(老齢福祉年金は除く)を年額18万円以上受給されている65歳以上の方は、保険料が年金から引き落としされます。7月に年間保険料が決定し、仮

徴収期間(4月・6月・8月)の保険料を差し引いた額を本徴収期間(10月・12月・翌年2月)で徴収します。

普通徴収

特別徴収の対象とならない方は、納付書や口座振替で納めていただきます。7月に年間保険料が決定し、仮徴収期間(4月～6月)の保険料を差し引いた額を本徴収期間(7月～翌年3月)で徴収します。

問合先 介護保険課 ☎(275) 6329

介護保険負担限度額の見直し

令和6年8月から次のとおり居住費が次のとおり変更になります。

対象 いずれも本人および世帯全員が市民税非課税(世帯を分離している配偶者を含む)の方で預貯金等が基準以下の方

※1 介護老人福祉施設と短期入所生活介護(介護予防含む)及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を利用した場合(一)内の金額となります。

※2 基準費用額は、国が定める食費・居住費の標準的な額となります。

す。負担限度額認定を受けていない方については、利用者と施設との契約により定められますので、利用される施設により異なります。

利用者負担段階	居住費等			
	ユニット型個室	ユニット型多室床	従来型個室	多床室
第1段階	880円	550円	550円 (380円)※1	0円
第2段階			550円 (480円)※1	430円
第3段階①	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)※1	
第3段階②			1,370円 (880円)※1	
(参考)基準費用額※2	2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)※1	437円 (915円)※1

問合先 介護保険課 ☎(275) 6329

二十歳のつどい 企画委員募集

問合先 社会教育課 ☎(275) 6437

令和7年1月13日(月・祝)に実施する「二十歳のつどい式典」において、みなさまの企画・運営で二十歳を迎える方の一生に一度の式典を演出してみませんか。(全4回予定)

対象 概ね18歳から25歳(高校生を除く。令和7年二十歳のつどい対象者を優先)

募集 5名から10名(応募多数の場合、選考)

申込方法 Web申込または市ホームページから申し込み用紙をダウンロードし、教育委員会社会教育課窓口にメール(gakusyu@city.takaishi.lg.jp)、郵送(〒592-8585住所記載不要)または持参。



各種

光化学スモッグの予報・注意報が発令されたら

光化学スモッグは、自動車や工場の排出ガスに含まれる窒素酸化物や炭化水素などが、太陽の紫外線に反応することにより生成されるものです。人体への影響としては、目やのどの刺激を中心とする被害が報告されています。予報・注意報が発令されたら、屋外での激しい運動や水泳などは避け、屋内に入ってください。

大阪府では、光化学ス



モッグの発令情報に関するメール配信サービスやインターネットでの詳細な情報発信を行っています。

問合先 環境政策課 ☎(275)6254

太陽光発電および蓄電池システムの共同購入支援事業

太陽光パネルの設置が「電気代の大幅な節約」に繋がることを「存じでしょうか?」とおおさかスマートエネルギーセンターでは、太陽光パ

ネル・蓄電池の「共同購入事業」を実施しています。みんなで集まって生まれる大きな購買力を活かして、安心でおトクに購入する機会をご提供する事業です。数分で完了する無料の参加登録をすることで、ご自宅に設置した場合の費用を確認することができます。

詳しくは「おおさかみんなのおうちに太陽光事務局」ホームページをご確認ください。

問合先 環境政策課 ☎(275)6254



ごみの散乱被害を防ぐために

ガラスなどによってごみが散乱する被害が増えています。ゴミの被害を防ぐための対策を心がけましょう。**対策** 生ごみを減らす、生ごみが袋の外から見えないよう出す、防鳥ネットやフタつきのごみ箱を使う。

高石市では、市内の一般家庭から排出される生ごみの減量化および資源化の促進のため、生ごみ処理機等を購入し、設置された方に対して購入費用の一部を補助いたします。



詳細につきましては、市ホームページをご覧ください。

問合先 環境政策課 ☎(275)6834

女性のためのがん検診（女性医師と女性技士）を土曜日に開催

女性を対象とした各種がん検診の受診を希望される方は受診券の発行が必要ですので、健幸増進課へお問い合わせ下さい。

場所 大阪がん循環器病予防センター

対象 子宮頸がん検診：20歳以上（2004年以前生まれの方）、乳がん検診：40歳以上（1984年以前生まれの方）、大腸がん検診：40歳以上の方

※子宮頸がん・乳がん検診については生まれ年（西暦）が偶数の方及び、生まれ年（西暦）が奇数で昨年度受診されていない方。

料金 各500円（子宮頸がん・乳がん検診は無料クーポン券をお持ちの方は無料）

※検査日はホームページをご確認ください。

申込 大阪がん循環器病予防センター ☎06(6969)6712



問合先 健幸増進課 ☎(275)6381

行こうよ！万博へ！

大阪の子どもたちを万博会場へご招待！

2025年大阪・関西万博において、将来に向けて夢と希望をたくさん感じ取ってもらうため、大阪の子どもたちを万博会場へ招待します！それに伴い、特設Webサイトを開設しました。特設Webサイト内の申請フォームからの申請に基づき、万博の入場券(チケットID)を配付します。随時特設Webサイトの情報を更新しますので、お見逃しなく！

日 申請開始時期：令和6年9月13日から開始

HP 二次元コードより、詳細をご確認ください。 [詳細はこちら▶](#)

☎ コールセンター(7月8日開設)：06-7526-3090(平日の9：00～18：00)



水道水の水質検査結果

項目	基準値	検査結果値
一般細菌	1ml中100以下	0
大腸菌	検出されないこと	検出せず
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.76mg/l
鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.01mg/l未満
マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005mg/l未満
塩化物イオン	200mg/l以下	15.6mg/l
有機物	3mg/l以下	0.8mg/l
pH値	5.8～8.6	7.33
平均遊離残留塩素	0.1mg/l以上	0.45mg/l
味	異常でないこと	異常なし
臭気	異常でないこと	異常なし
色度	5度以下	0.5度未満
濁度	2度以下	0.1度未満

※令和6年5月採水分
 ※表の値は、本市の代表的な水質値
 ※基準値は、水道法が定める値
 ※mg/lとは、水道水1l中に溶けている物質の重さ
 なお、水質検査計画と検査結果の詳細は、上下水道課の窓口及びホームページで閲覧できます。

問合せ 上下水道課 ☎(275)6426

地域コミュニティ再生支援事業
 第2期申請受付開始

希薄化や弱体化が進んでいる地域コミュニティについて、コミュニティ活動の再活性化・促進と新たな担い手の発掘を支援するため、地域コミュニティの再活性化や新たなコミュニティづくりに取り組み団体に対して補助金を交付します。

団体の構成や事業内容等により、補助金額は、最大10万円または最大20万円となります。

詳細につきましては、市ホームページをご覧ください。たたくか、お問い合わせください。

問合せ 秘書課 ☎(275)6814



令和6年度の
 地区自治会長が
 決まりました。

各自治会では会員の自主的な協力のもと、生活環境の向上と会員相互の親睦を深め、明るく住みよい「まちづくり」を推進しています。

また、まちの美化や自主防災活動の推進、防犯活動、防犯灯の維持管理、レクリエーション事業、広報紙などの配付、回覧や会報などによる情報提供等、様々な活動を行っています。

問合せ 秘書課 ☎(275)6814

- | | | | |
|---|---|--|---|
| 高陽 校区
第1区 阪口昌弘
第2区 船富宣夫
高石綾園住宅 林山眞弍
高南 藤本睦朗
綾園7丁目 明石 進
高石サタウン 永田栄時 | 加茂 校区
綾井住宅 榎 克彦
三井化学 長崎陽平
綾井南海住宅 大迫稔弘
西取石3丁目 山口忠義
自由ヶ丘 柴田正明
伽羅橋荘苑 澤田 滋
高石D地区 上原和人 | 羽衣 校区
第11区 大野義朗
第12区 吉田和光
第13区 出口凱嗣
大園 仲尾 登
平坂荘園 山路駒子
朝日荘園 林田幸利
大 一 漆本壽子
昭和園 二宮サキ子
高石ハイイツ 佐治哲夫
西取石7丁目 藤田政明
コーポレーション 原瀬憲治 | 取石 校区
土 生 嶋田豪洋
新家 北川隆雄
富木 寺島 誠
富木府住 譜久山誠
富之里 小谷哲夫
富木南住宅 成川泰子
新家住宅 宮里 順
取石住宅 東向郁子
取石中央 金崎誠寛
取石第一住宅 陣川美喜
取石3区 植岡義博
南取石 上月春三
JR富木住宅 田口雅教
大 歳 文野 緑 |
|---|---|--|---|

《連合自治会の役職》

- | | | | |
|----------|-----------|----------|-----------|
| 会 長 藤田政明 | 会 計 明石 進 | 理 事 阪口昌弘 | 理 事 榎 克彦 |
| 副会長 船留眞一 | 会 計 吉田和光 | 理 事 木下敏朗 | 理 事 竹内慎一 |
| 副会長 嶋田豪洋 | 会計監査 柴田正明 | 理 事 阪口 茂 | 理 事 池邊俊朗 |
| 副会長 小谷哲夫 | 会計監査 譜久山誠 | 理 事 山路駒子 | (敬称略・順不同) |

STOP! 熱中症フルワークキャンペーン

厚生労働省で5月から9月までの期間に実施している「STOP!熱中症フルワークキャンペーン」において、特に、暑さが本格化する7月を重点取組期間としておりますので、職場における熱中症予防対策を徹底するようにお願いします。詳しくは「厚生労働省職場における熱中症予防情報サイト」ホームページをご確認ください。



問合せ 泉大津労働基準監督署

☎ 0725(27)1211

令和6年度高石市低所得世帯 支援給付金

対象となる世帯には、6月末に確認書を送付しています。届いた方は内容を確認し、同封の返信用封筒で返送してください。

①高石市低所得世帯支援給付

対象 令和6年度の個人住民税均等割の非課税者のみで構成されている世帯又は、個人住民税所得割が課さ

れていない者のみで構成される世帯。
※ただし、令和5年度の非課税世帯への給付(7万円)または、均等割のみ課税世帯への給付(10万円)の対象であった世帯は除く。

支給額 1世帯あたり10万円

②子育て世帯への加算給付

対象 ①の世帯で、18歳以下の児童を扶養している世帯

支給額 18歳以下の児童

1人あたり5万円

申込期限 いずれも9月30日まで

問合せ 低所得世帯支援給付金コールセンター ☎(275)6539



花火はルールを守って安全に!

「手持ち花火のルールと注意点について」の動画では、アルコール消毒をしてから花火で遊ぶ際の注意について動画で紹介しています。



ポイント

- ・花火は絶対に人に向けない
- ・風の強い時は花火をしない
- ・水バケツを用意し、遊び終わった後は水につけて火を消す。

問合せ 堺市消防局危険物保安課

☎(238)6006

子どもでも簡単に支払える ネット通販にご注意

消費生活センターだより
Consumer service center newsletter

事例 小学生の娘が、数カ月前に親の同意なしで娘のスマホでネット通販を利用し、洋服や文具等を購入していた。先日、コンビニ後払い決済業者から約8千円の請求書が届いた。商品を使用しているので今回は支払いをするつもりだが、未成年なので取り消しができる場合もあるのか。(当事者：小学生)



ポイント 買い物時にお金がなくても先に商品を手に入れ、後からコンビニ等で代金を支払うコンビニ後払い決済は、ネット通販でよく利用されています。

決済サービスによっては電話番号等の簡単な情報だけで利用できるため、クレジットカードなどが持てない子どもでも利用できるものの、代金を支払えなくなるトラブルもみられます。コンビニ後払い決済を使う際は、必ず親権者等の同意を得た上で、代金を自分で支払えるかどうか確認しましょう。ネット通販を利用する際は、契約時・解約時の条件や契約内容をよく確認することも大切です。ルール等を家族でよく話し合っておきましょう。未成年取り消しができる場合があります。

困ったときは、
消費生活センターへ
☎(267)5501

場所 市役所本館2階
時間 9:00~16:45
休館日 土・日曜日、祝日

※来庁をご希望される場合は事前にお電話ください

※休館日は「消費者ホットライン」☎188へお問い合わせください

警察官を名乗る電話にご注意を！

高石市内において、警察官を名乗り「あなた名義の通帳が犯罪に使われている」「あなたに逮捕状が出ている」等という特殊詐欺と思われる不審電話がかかっています。

この手口では、犯人はメッセージアプリで連絡するよう誘導し、二セの逮捕状や警察手帳を見せて不安にさせ、ネットバンキング口座にお金をまとめさせ送金させます。

警察官が、捜査目的でメッセージアプリを利用したり、アプリ内で逮捕状を見せたりすることはありません。不審な電話は一人で判断せず、周りに相談、警察に通報してください。

その他の特殊詐欺の手口と防犯対策については、高石警察署ホームページをご覧ください。



問合せ 高石警察署 ☎(265)1234

みんないっしょに生きる社会を

まっぼっくり

カスタマーハラスメント

顧客が企業の従業員に理不尽な要求や悪質なクレームを突きつける「カスタマーハラスメント（カスタハラ）」がニュース等で取り上げられるようになりま

した。カスタハラは、従業員に土下座して謝罪するよう強要したり、暴言を吐いて過度な要求を繰り返したりするなどの迷惑行為が該当するとされます。近年、カスタハラ被害を受けた従業員が心身の不調で離職や自殺に追い込まれるなど、小売・サービス業界を中心に問題化しています。

厚生労働省では「令和2年度職場のハラスメントに関する実態調査」を実施し、さらに各企業へのヒアリングを通して実際に企業が受けたカスタハラに類する行為として、以下のような行為が確認されました。

- ・頻繁に来店し、その度にクレームを行う
- ・度重なる電話
- ・複数部署にまたがる複数回のクレーム
- ・優位な立場にいることを利用した暴言、特別扱いの要求

【脅迫】

- ・脅迫的な言動、反社会的な言動
- ・物を壊す、殺すといった発言による脅し
- ・SNSやマスコミへの暴露をほめかした脅し

【暴言】

- ・大声、暴言で執拗にオペレーターを責める
- ・店内で大きな声をあげて秩序を乱す
- ・大声で恫喝、罵声、暴言の繰り返し

【時間拘束】

- ・1時間を超える長時間の拘束、居座り
- ・長時間の電話
- ・長時間の拘束、業務に支障を及ぼす行為

【正当な理由の無い過度な要求】

- ・言いがかりによる金銭要求
- ・私物（スマートフォン、PC等）の故障についての金銭要求
- ・難癖をつけたキャンセル料の未払い、代金の返金要求

【対応者の揚げ足取り】

- ・電話対応での揚げ足取り
- ・自らの要求を繰り返して、通らない場合は言葉尻を捉える
- ・同じ質問を繰り返して、対応のミスが出たところを責める

【セクハラ】

- ・特定の従業員へのつきまとい
- ・従業員へのわいせつ行為や盗撮

【SNSへの投稿】

- ・インターネット上の投稿（従業員の氏名公開）
- ・会社・社員の信用を毀損させる行為

【その他】

- ・事務所（敷地内）への不法侵入
- ・企業は顧客等からのトラブルやハラスメントを受けた場合を想定して、あらかじめ従業員からの情報収集、相談の方法を整えておく必要があるでしょう。
- 人権・生活相談課

☎(275)6279